

令和6年度 第四回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和6年8月21日（水）

1 開 会

2 議 題

(1) 異議申出審議

(2) その他

3 閉 会

令和6年度 第四回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和6年8月21日(水)

- No.1 令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県労働組合総連合 令和6年8月20日受理)…P303
- No.2 令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県自治体労働組合連合 令和6年8月20日受理)…P305
- No.3 2024年茨城県地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(全日本年金者組合茨城県本部 令和6年8月20日受理) …P307
- No.4 令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(茨城県高等学校教職員組合 令和6年8月20日受理) …P308
- No.5 令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書
(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 令和6年8月20日受理) …P309
- No.6 令和6年茨城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申出書
(全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 令和6年8月20日受理) …P310

2024年8月20日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿311-3121 茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295
茨城県労働組合総連合
議長 鈴木 貴之
Tel 029-219-1031

令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の953円から52円引き上げて1005円にすることを答申しました。目安額より2円アップの52円引き上げは関東圏では見られない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、大井川知事は「本県の経済実態が十分に反映されたものとは言えない。今後も引き続き積極的な引き上げを働きかけていく」とコメントしています。茨城労連としては、物価高で苦しむ現在の労働者の実態を考えれば、満足いく答申にはなっていないと言わざるを得ません。

最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流出を食い止め、人手不足対策を充実すべきです。また、最低賃金を段階的に1500円以上にすることで高卒初任給の引き上げ等、労働者の賃金底上げを実現すべきです。非正規労働者の多くを女性が占めている現状を考えれば、ジェンダー平等の観点からも最低賃金を引き上げ、女性労働者の賃金を上げていく必要があります。

以上の点から、茨城県労働組合総連合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を52円引き上げ、1005円とした答申には不服です。茨城県の最低賃金を段階的に1500円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
2. 最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流出を食い止め、人手不足を解消すること。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議すること。

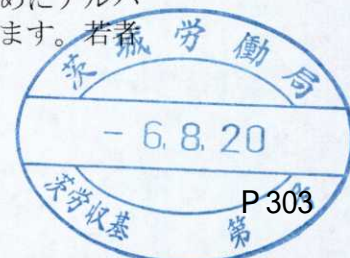
【異議を申し立てる理由】

(1) 最低賃金1005円では、低賃金に加え急激な物価高の中で、困窮する非正規労働者・県民の生活を守ることができません。最低賃金を段階的に1500円に引き上げてください。

2023年12月に茨城労連が行った県内全市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く会計年度任用職員（非正規職員）は全職員の42.3%を占め、最も低い時給の平均が12月以降の改訂後に1019円でした。

会計年度任用職員の80.9%を女性が占めています。非正規労働者の多数を女性が占めるという現状の中で、貯金もできず将来に展望が持てなくなった女性の自殺が近年大きな社会問題になっています。男女間の賃金格差は正が政治問題になっていますが、最低賃金額の低さが男女間の賃金格差を作り出していて、ジェンダー平等の観点からも最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題になっています。また、女性が多く働いている看護や介護、保育などのケア労働者の賃金が低いことは、今後の健全な日本社会の継続にも関わる重大な問題です。

現役時代に低賃金であったため、低年金になっている高齢女性は生活のためにアルバイトやパートで働いていますが、最低賃金近傍で働かざるを得なくなっています。若者



や女性、高齢者が、最低賃金が低いために健全な消費者になれなくなっていますが、これでは県民の消費意欲が伸びず、健全な地域経済を作り出すことができません。

(2) 最低賃金の全国一律制を国に求め、全国一律制を実現して労働者の県外流出を食い止め、人手不足の解消を進めてください。

今年の国の目安はA～Cとも50円で同額でした。しかし、これまでの地域間格差を解消するものではありません。最低賃金を全国一律にして、最低賃金の低い茨城から最低賃金の高い千葉や東京に労働者が流失するのを食い止め、茨城県内の人手不足を解消する必要があります。

茨城は、東京などに比べれば生活費は安いという意見がありますが、確かに東京は住宅費などは高いものの、逆に茨城では公的交通機関が未整備なため車がないと生活できません。車の購入費や維持費、毎日のガソリン代などは値上がりが続いています。食事代などは東京も茨城も変わりませんから、生活費に格差がないのが実際のところですが。

そして、最低賃金が高い都県ほど時給が高くなる傾向があるので、茨城で働くよりも千葉や東京で働いた方が賃金が高くてよいということになり、労働者の県外流出が止まらなくなってしまう可能性があります。

(3) 専門部会は公開の場での審議を行ってください。

昨年からは専門部会が一部公開になりましたが、金額調査審議を非公開したのでは、最低賃金がどのような審議の中で決まっていくのかが全く分かりません。最低賃金が労働者に与える影響の大きさから、最低賃金については県民の関心がますます高まっています。

茨城県の最低賃金がどのような意見のやりとりの中で決まっていくかを多くの県民は知りたがっています。最低賃金近傍で働く労働者の多さを踏まえ、最低賃金審議会の専門部会の全てを公開することは当然のことではないでしょうか。茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。

2024年8月20日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿〒300-3261 つくば市花畑三丁目9-10
茨城県自治体労働組合連合
執行委員長 濱野 真
Tel 029-864-2548

令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、関東地方では唯一国の答申額50円を上回る52円引き上げを答申されました。審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかしながら我々公務労働者の賃金については、ほぼ時を同じくして並行して8月8日に人事院より国家公務員に対する「給与勧告」が行われ、来年度からの「地域手当の級地見直しによる支給率変更」により、本県では水戸・日立・土浦・古河・龍ヶ崎・取手・牛久・ひたちなか・守谷の10市が支給率「マイナス」とされるなど、民間・公務問わず多くの職場で賃上げとなっている昨今の流れに逆行する「実質賃下げの強要」が行われるという異常事態となっております。これは茨城に限ったことではなく、全国で135もの市町が同様の「賃下げ強要」を受けることとなりますが、そのなかでも東京都においては支給率がマイナスとなる市町村は一つもなく、また神奈川県でも1市のみであるなど、最低賃金額の高い地域ではこの傾向は軽微であること、そして地域手当支給率の算定に当たり、各地域の「賃金指数」を用いていることを考慮すると、少なからず最低賃金額と今回の「地域手当支給率変更」との間に相関関係があるものであると、私たちは考えるところです。

改めて、最低賃金の全国一律制を実現し、給与面での地域間格差を是正することは、労働者の県外流出を防止し、地方の人手不足対策として有効な手段であることを主張するとともに、以上の点から、茨城県自治体労働組合連合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 地域間の最低賃金額の格差は、様々な業種の賃金や住民生活に大きな影響を与えると考えられることから、一刻も早い「最低賃金の全国一律額」実現に向け、本県でも52円を上回る大幅な引き上げ額とするよう、再審議を求めます。

【異議の趣旨】

冒頭で述べた国家公務員に対する人事院からの給与勧告は、地方公務員においても「国準拠」の考えから殆どの自治体で準用されます。さらに「地域手当の級地」は、地方交付税に係る普通態様補正のほか、介護報酬に係る地域区分、保育所運営費の単価等に係る地域手当の級地などにも利用されていることから、公務労働者の給与に留まらず、住民生活においても大きな影響を及ぼします。

また、今年度の各都道府県の地方審議会において42都道府県中、半数以上の22県(8月16日現在)が、中央審議会が示した目安額50円を上回る引き上げ額を答申しましたが、特にCランク区分の県を中心に、最大は島根の58円と大幅な引き上げ額となっており、今まで国のランク付けにより引き上げ額を低く抑さえ付けられていた地方が、少しでも他県に追いつこうとする意思の表れであると考えます。「本県の最低賃金は本来あるべき額より低く抑えられている。」と大井川知事も指摘されていることを踏まえても、まだ引き上げの余地はあるものと考えます。



最低賃金額と2024年度人事院勧告による地域手当支給率変更との関連性比較表

	地域手当				2024.8.16調査時点 最低賃金		
	新支給率 県単位	現支給率との比較			2023 最賃額	ランク 区分	2024引上 答申額
		プラス	現状維持	マイナス			
北海道	0%	1	184	0	960	B	50
青森県	0%	0	40	0	898	C	55
岩手県	0%	0	33	0	893	C	
宮城県	0%	1	32	2	923	B	50
秋田県	0%	0	25	0	897	C	54
山形県	0%	0	35	0	900	C	
福島県	0%	0	59	0	900	B	55
茨城県	4%	33	1	10	953	B	52
栃木県	4%	22	0	3	954	B	50
群馬県	0%	2	31	2	935	B	50
埼玉県	4%	38	0	25	1,028	A	50
千葉県	4%	37	0	17	1,026	A	50
東京都	16%	30	32	0	1,113	A	50
神奈川県	12%	28	4	1	1,112	A	50
新潟県	0%	0	29	1	931	B	54
富山県	0%	1	14	0	948	B	50
石川県	0%	1	17	1	933	B	51
福井県	0%	0	16	1	931	B	53
山梨県	0%	0	25	2	938	B	50
長野県	0%	2	72	3	948	B	50
岐阜県	0%	0	36	6	950	B	51
静岡県	4%	32	0	3	984	B	50
愛知県	8%	47	0	7	1,027	A	50
三重県	4%	24	0	5	973	B	50
滋賀県	4%	13	0	6	967	B	50
京都府	8%	24	0	2	1,008	B	50
大阪府	12%	34	4	5	1,064	A	50
兵庫県	4%	32	0	9	1,001	B	51
奈良県	4%	32	0	7	936	B	50
和歌山県	0%	0	28	2	929	B	51
鳥取県	0%	0	19	0	900	C	57
島根県	0%	0	19	0	904	B	58
岡山県	0%	2	25	0	932	B	50
広島県	4%	22	0	1	970	B	50
山口県	0%	0	18	1	928	B	51
徳島県	0%	0	21	3	896	B	
香川県	0%	0	15	2	918	B	52
愛媛県	0%	0	20	0	897	B	
高知県	0%	0	34	0	897	C	55
福岡県	4%	53	0	7	941	B	51
佐賀県	0%	0	20	0	900	C	
長崎県	0%	0	20	1	898	C	55
熊本県	0%	0	45	0	898	C	54
大分県	0%	0	18	0	899	C	55
宮崎県	0%	0	26	0	897	C	55
鹿児島県	0%	0	43	0	897	C	56
沖縄県	0%	0	41	0	896	C	56
		511	1101	135			

2024年8月20日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城県水戸市見川5-127-281
全日本年金者組合茨城県本部
委員長 大橋 詔子

2024年茨城県地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに敬意を表します。

8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行953円から52円引き上げて1005円にすることを答申しました。

国の審議会の引き上げ目安額に2円を上乗せし、これまでにない引き上げ額で1000円を超えたことについて、審議会のご努力に敬意を表します。

また目安額を全国一律に50円としたことは、これまで地域間の金額差を広げることへの批判に、一定の配慮がされたものと考えます。

しかしこの間、異常な物価上昇や、公費負担の増、75歳以上の医療費窓口負担の2倍化、消費税の引き上げなどに加え、公的年金受給額の実質切り下げが続けられてきています。私たち高齢者を巡る生活環境は、毎年厳しさを増しています。

今回最低賃金が時給52円増という答申が出されました。月150時間労働とすると、7800円の増額ということになります。とても生活苦を改善するにはほど遠い額といわざるを得ません。また都市部に比べ、交通への経費など生活費がかさみます。地方の賃金が都市部に比べ低くてよいという妥当性は感じられません。

再審議の上、全国一律に時給1500円実施に急ぎ近づけることを要請いたします。

さて年金者組合の先の意見書で申しましたが、月額10万円未満の年金受給者は2288万人にも上ります。特に女性に低年金が多く、女性受給者のうち10万円未満が約87%に及びます。また無年金者は推計100万人に及ぶと言われてしています。

65歳以上の高齢者人口は3623万人で、年金だけでは生活できない高齢者も年々増加し、高齢者の就業者数は912万人といまや過去最多となっています。

日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあり、2019年のデータ（総務省）では24.9%でこの10年間で伸び率は5.3%に達しています。

さらに重要なことは、高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高くなっています。

つまり生活を維持するために働かざるを得ない高齢者が増えていますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半ということです。賃金・労働条件改善が急務であることをご理解の上対応していただきたくよろしくお願いいたします。以上



2024年8月20日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿水戸市平須町表原1番93
茨城県高等学校教職員組合
執行委員長 蓮田 斉

令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに、心から敬意を表します。

さて、今年8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の953円から52円引き上げて1005円にすることを答申しました。52円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆さまのご奮闘に敬意を表します。

しかし、大井川知事は「本県の経済実態が十分に反映されたものとは言えない。今後も引き続き積極的な引き上げを働きかけていく」とコメントしています。茨城県高等学校教職員組合（茨高教組）としても、物価高で苦しむ高校生や学生の実態を考えれば、満足いく答申にはなっていないと言わざるを得ません。

最低賃金の全国一律制を実現し、労働者の県外流出を食い止め、人手不足対策を充実すべきです。また、最低賃金を1500円以上にすることで高卒初任給の引き上げ等、労働者の賃金底上げを実現すべきです。

以上の点から、茨高教組として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を52円引き上げ、1005円とした答申には不服です。茨城県の最低賃金を段階的に1500円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
2. 最低賃金の全国一律制実現のため、茨城労働局として国に要請し、最低賃金の地域間格差と、県内の人手不足を解消すること。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、全て公開の場とすること。

【異議を申し立てる理由】

- (1) 最低賃金1005円では、急激な物価高の中で困窮する高校生や学生・県民の生活を守ることができません。

高校生や学生はアルバイトをして学費や生活費を補っていますが、最低賃金が低いため健全な消費者になれなくなっています。これでは県民全体の消費意欲も伸びず、健全な地域経済を作り出すことができません。

- (2) 最低賃金の全国一律制を実現し、県内の人手不足の解消を

最低賃金が高い都県ほど時給が高くなる傾向があることから、茨城よりも千葉や東京で働いた方が賃金が高く、その結果、労働者の県外流出が深刻な問題となっています。

最低賃金を全国一律制にすることを茨城労働局が国に要請し、労働者の茨城から他都県への流失を食い止め、県内の人手不足を解消する必要があります。

- (3) 専門部会は公開の場での審議を

専門部会が一部公開になりましたが、金額調査審議を非公開にしたのでは、最低賃金がどのような過程で決まっていくのか全く分かりません。最低賃金が労働者に与える影響の大きさから、どのようなやりとりで決まるのか明らかにする必要があります。

茨城地方最低賃金審議会の全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上



2024年8月20日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿全労連・全国一般労働組合茨城地方本部
執行委員長 見代昌巳
TEL 0298-46-4720

令和6年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、今年8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定にあたって、現行の953円から52円引き上げて1005円にすることを答申しました。52円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、1005円という最低賃金額は、茨城労連・全国一般、多くの県内労働者が求めている、茨城県の最低賃金1500円に届くには何年もの時間が掛り、労働者の要求に合致するものではありません。また、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、昨年度からの急激な物価高騰で、52円の引き上げでは何も買えず、生活改善が全くできません。

茨城県大井川知事は、「本県の経済実態が十分反映されたものとは言えない。今後も引き続き積極的な引き上げを働きかけていく」とコメントしています。

私達全国一般は、茨城労連とともに最低賃金の全国一律制実現に向け運動しています。最低賃金全国一律1500円への引き上げは、日本国憲法が定める幸福追求権(13条)、生存権(25条)などの実践に不可欠であると同時に、日本経済にも良い影響を与えます。

地域間格差の解消を第一に考え、法改正を実現して目安も含め日本の最低賃金制度を抜本的に変更し、全国一律制を実現して地域間格差の是正を実現すべきです。

以上の点から、今回の答申に対して下記のとおり異議を申しあげます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を52円引き上げ、1005円とした答申には不服です。再審議を求めます。
茨城県の最低賃金額を段階的に1500円以上に引き上げるため、再審議を求めます。
2. 最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は喫緊の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、税や社会保険料の事業主負担の軽減、配偶者控除の改善など中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させてください。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、一部公開ではなく、全て公開の場で審議してください。

【異議を申し立てる理由】

- (1) 最低賃金1005円では、低賃金に加え急激な物価高騰中で人間らしい「健康で文化的な最低限度の生活」は守れません。
- (2) 中小企業支援を国の責任とし、中小企業支援策の拡充で最低賃金の引き上げに対応できるように条件整備を求めます。

以上



2024年8月20日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

土浦市おおつ野8丁目14番1号
全日本建設交運一般労働組合茨城県本部
執行委員長 鈴木 貴之

令和6年茨城地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申出書

茨城県の最低賃金の引き上げと県内労働者の労働条件の向上に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆様には心から敬意を表します。

さて、今年の8月5日に茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城県最低賃金の改定について、現行の953円から52円引き上げて1005円にすることを答申しました。52円の引き上げはこれまでにない引き上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。

しかし、1005円という最低賃金額は、茨城労連と多くの県内労働者が求めている「茨城の最低賃金を今すぐ1500円以上をめざすべき」という要求に合致するものではありません。また、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、円安や物流コストの上昇等の影響もあり一昨年度からの急激な物価高騰に対し生活が出来ません。

建交労として、今回の答申に対して下記の通り異議を申し上げます。

記

1. 茨城県の最低賃金額を52円引上げ、1005円とした答申には不服です。段階的に1500円以上に引き上げるために再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため全国一律最低賃金制を実現するよう国に対し要請してください。
3. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、すべて公開の場で審議してください。

【異議を申し立てる理由】

最低賃金1005円では、急激な物価高騰の中で人間らしい「健康で文化的な最低限度の生活」が出来ません。

労働組合が訴える最低賃金額1500円以上は、国会内でも議論がすすめられている所です。茨城の最低賃金額を一日でも早く1500円に引き上げ全国一律最低賃金制を確立することが求められています。

